

審 査 基 準 表

（令和８年度死亡野鳥対応業務委託）

審査項目	審 査 内 容	配点	総合
内容構成力	事業の趣旨や目的等を十分に理解した内容となっているか。	10	35
	業務対象地域や業務件数見込みなど、業務委託仕様書を踏まえた内容となっているか。	15	
	手順、工程、実施体制が適切に連携しており、実効性のある内容となっているか。	10	
運営体制	県内全域での業務を想定して、必要な人員が確保されているか。	5	25
	鳥類の同定に関する知識と技術を有しているか。	10	
	鳥インフルエンザ等の動物由来感染症の感染予防に関する知識と技術を有しているか。	10	
実績	国や地方自治体等の発注する野鳥調査等の鳥類を同定する業務や動物由来感染症業務に従事した実績があるか。	10	20
	過去３か年における上記業務への従事件数。	5	
	今回の委託業務（死亡野鳥対応・防疫）に近い内容の実績があるか。	10	
経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。	10	20
	固定経費と変動経費（精算単価）の費用配分が、業務実態や履行手順に即した合理的なものとなっているか。	10	
合計		100	100

【審査方法】

- （１）委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- （２）全ての委員の点数を集計する。
- （３）集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- （４）委員の平均点数が最低基準点である６０点（満点１００点×６割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- （５）参加者が１者だけの場合、委員の平均点数が最低基準点である６０点（満点１００点×６割）以上になったとき、その参加者を委託候補者として決定する。

【評価基準（５段階）】※５段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- ５ 標準より非常に優れた提案
- ４ 標準より優れた提案
- ３ 標準的な提案
- ２ 標準よりもやや劣る提案
- １ 標準より劣る提案